

「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」について

さいたま市教育委員会

さいたま市教育委員会では、市立学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポ振」という。）と災害共済給付契約を結んでいます。

スポ振の災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意をいただいております。当制度の趣旨を御理解いただき、なるべく御加入くださいますようお願いいたします。

給付の内容等は、スポ振法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められており、その主な内容は次のとおりです。

1 給付の種類と給付される場合

学校の管理下の事由による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、熱中症、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の**医療費**、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの**障害見舞金**、及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する**死亡見舞金**が給付されます。なお、スポ振における学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（例：授業中、運動会、遠足、修学旅行）
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合（例：部活動、林間学校）
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合（例：始業前、業間休み、昼休み）
- ④ 通常の経路及び方法により通学する場合（例：登校中、下校中）
- ⑤ その他、これらに準ずる場合として内閣府令で定める場合

（例：①又は②が学校以外の場所に集合、又は解散するときは、合理的な経路及び方法による往復）

2 給付金額 [災害共済給付の給付基準は、スポ振法施行令第3条によります。]

- | | |
|---------|---|
| ① 医療費 | 初診から治ゆまでの病院・薬局等の医療費総額（医療保険における10割分）が5,000円以上の場合が給付の対象となります（自己負担は、保険適用外を除き医療費総額の3割分（1,500円以上）となります）。
医療保険並の療養に要する費用の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(例) 医療費総額が5,000円だった場合、2,000円支給</div>
ただし、高額療養費の対象となる場合は、医療費自己負担（所得区分により限度額が定められています。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額が給付されます。 |
| ② 障害見舞金 | 障害の程度に応じて、88万円（第14級）～4,000万円（第1級）が給付されます。（通学中の場合は、44万円～2,000万円） |
| ③ 死亡見舞金 | 3,000万円が給付されます。
(運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は、1,500万円) |

※上記②③の金額は、平成31年4月以降に対象となる事実が発生した場合の額です。

3 共済掛金 ※令和8年度予定掛金

保護者等負担額 460 円

教育委員会負担額 460 円

合計 920 円

※加入者の掛金（保護者等負担額）については、8月末に指定口座から引き落とし、または納付書による金融機関等での支払いとなります。

4 その他

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間請求が行われなときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付は行われません。
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。
- ⑤ スポ振の審査により、不備返戻や不支給となる場合もございます。

さいたま市子育て支援医療費助成制度とスポ振災害共済給付制度について

さいたま市では、0歳から18歳の年度末まで子育て支援医療費助成制度事業を実施しておりますが、「学校管理下の災害」につきましては、スポ振の災害共済給付制度加入者は原則として、スポ振の災害共済給付制度の利用をお願いします。

災害共済給付制度を利用する際には、医療機関の窓口で「学校管理下の災害」であると申告をして医療費を負担し、後日スポ振からの給付金を学校経由で受領していただくことになります。

なお、子育て支援医療費助成制度とスポ振災害共済給付制度は、重複して給付を受けることが出来ません。後に手続きが煩雑になりますので、窓口での対応は慎重をお願いします。

【後に手続きが必要となるケース】

- ① 医療機関窓口で医療費を負担したが、初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険における10割分）が5,000円未満だった場合、スポ振の災害共済給付制度の対象外のため、医療機関窓口で負担した医療費について、区役所の保険年金課で払戻し手続きが必要となります。
- ② 医療機関窓口で子育て支援医療費助成制度を利用し、スポ振の災害共済給付制度も利用して医療費の給付を受けた場合、後日、子育て支援医療費助成制度を利用分について、市役所の子育て支援課から納付書が届きますので、納付書に記載された金融機関で返金手続きが必要となります。